日本郵船

第128期 定時株主総会招集ご通知

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
第128期定時株主総会
招集ご通知添付書類を含む

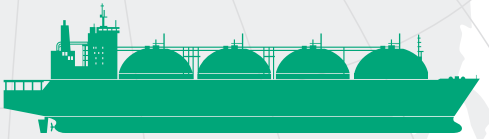

More Than Shipping 2018

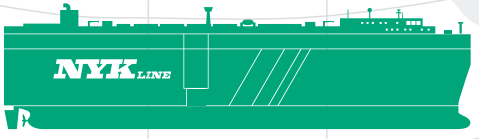

開催情報

日時
平成27年6月23日(火曜日)午前10時

場所
ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階　ボールルーム

書面及びインターネット等による議決権行使期限
平成27年6月22日(月曜日) 午後5時

目 次

社長ご挨拶	1
第128期　定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	
議案及び参考事項	
第1号議案　剰余金の処分の件	5
第2号議案　定款一部変更の件	5
第3号議案　取締役13名選任の件	7
第4号議案　監査役2名選任の件	11
第5号議案　補欠監査役1名選任の件	12
主要財務ハイライト(連結)	13
事業報告	15
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告	31
電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のご案内	35
株主メモ	38
お知らせ	38

NYK GROUP

NADESHIKO BRAND 2015

証券コード：9101

社長ご挨拶

代表取締役社長　内藤 忠顕

私は本年４月に代表取締役社長に就任いたしました内藤忠顕です。株主の皆様には、日頃より当社グループの活動にご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。定時株主総会招集ご通知のお届けにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

当期（平成26年度）の連結業績は、売上高が前期比7.4%増収の２兆4,018億円、営業利益は前期比47.1%増益の661億円、経常利益は前期比43.8%増益の840億円、当期純利益は前期比44.0%増益の475億円となりました。

当期の事業環境を振り返りますと、北米西岸港湾労使交渉の長期化に伴う定期船事業の混乱やドライバルク市況の一層の悪化など様々な不安定要素に苦しめられた一年となりました。このような環境のもとではありましたが、当社グループが多数確保している長期契約などの運賃安定型事業においては着実に利益を積み上げることができ、同時に運賃非安定型事業においても業務の効率化やコスト削減の努力を継続し一定の成果を上げることができました。さらに、当期に進行した円安と燃料油価格の下落も当社グループの業績にとって追い風となりました。

さて、当社グループは当期より中期経営計画 “More Than Shipping 2018 ～Stage 2 きらり技術力～” をスタートいたしました。当社グループが蓄積している海技、エンジニアリング、物流技術、情報技術などの幅広いノウハウと日常の創意工夫を組み合わせることで、新サービスの提案や業務改善をより積極的に行い、海運業プラスアルファの戦略を引き続き推し進め企業価値の更なる向上を目指す計画です。高度な船舶管理・運航品質が求められるLNG・海洋事業に投資の重点を置き、当社グループの技術力と人間力を結集して安全で安定した事業運営に取り組むと同時に、一層の効率化とコスト削減により運賃非安定型事業の収支改善を着実に実行してまいります。

以上のような状況を踏まえ、当期の期末配当は前期と比べて２円増配し、１株につき５円（年間配当金７円）とすることをご提案申し上げます。また、来期（平成27年度）の連結業績は、現時点で売上高２兆4,200億円、営業利益880億円、経常利益900億円、当期純利益550億円を予想しており、これを前提として配当金は１株につき中間４円及び期末４円、年間８円（連結配当性向24.7%）を予想しております。

なお、当社は過年度の自動車の海上輸送に関し、昨年12月に米国司法省との間で、米国反トラスト法違反事件について罰金を支払うこと等を内容とする司法取引を行いました。このような事態になりましたことを厳粛かつ深刻に受け止め、株主の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。本件の重大性を重く受け止め、前期に続き取締役賞与は不支給といたしました。

当社は、独占禁止法遵法活動徹底委員会の定期的開催や各事業を対象とした同法リスクアセスメントの実施など、今後も法令遵守のための様々な施策を一層強化・拡充することで再発防止と法令遵守の徹底に全力を尽くし、公正に事業を遂行してまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年6月
代表取締役社長　川藤忠顕

新中期経営計画“More Than Shipping 2018”の戦略チャート

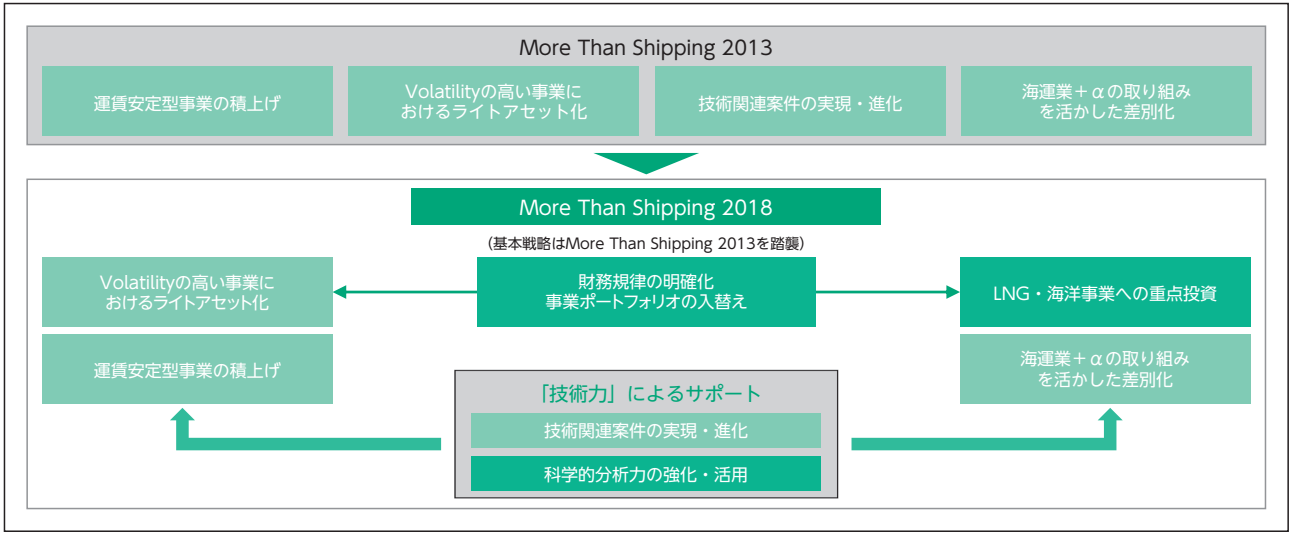

今後5年間の経営方針

①アセット戦略　◆事業ポートフォリオの見直し・修正　◆資産効率化

②事業の差別化戦略　◆技術力の差別化　◆3M解消活動を通じた現場レベルでの効率化

③負債・資本戦略　◆総資産の増加抑制　◆負債と資本のバランスを常に考慮

④配当方針　◆安定配当（投資とバランスを考慮、配当性向25%以上）

⑤コンプライアンス徹底　◆法令遵守　◆グローバルな遵守体制の整備

本招集ご通知をお読みいただく際には、次の点にご留意願います。

1. 業績予想や将来の予測等に関する記述は、現時点で入手された情報に基づき合理的と判断した予想であり、潜在的なリスクや不確実性その他の要因が内包されています。従って、実際の業績は見通しと大きく異なる結果となる可能性があります。
2. 「当社グループ」とは、当社及びその子会社から成る企業集団を意味しています。
3. 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
4. △印はマイナスを示しています。
5. 日本の独占禁止法や米国の反トラスト法など各国の同様の法律を総称して「競争法」と記載している場合があります。

証券コード9101
平成27年６月１日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内二丁目３番２号
日　本　郵　船　株　式　会　社
代表取締役社長　内　藤　忠　顕

第128期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第128期定時株主総会を下記の要領で開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書面（橙色）を会場受付にご提出ください。

当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後掲の株主総会参考書類（５ページから12ページまで）をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成27年６月22日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使〕

35ページ及び36ページに記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、平成27年６月22日（月曜日）午後５時までに議決権をご行使ください。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月23日（火曜日）午前10時　（受付開始　午前９時）

２．場　　所　東京都港区芝公園四丁目８番１号
ザ・プリンス パークタワー東京　地下２階　ボールルーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．会議の目的事項

報告事項　1．第128期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第128期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役13名選任の件

第４号議案　監査役２名選任の件

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

※株主総会参考書類並びに招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、５ページから12ページまで、及び15ページから34ページまでに記載のとおりです。
ただし、以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の次のページ（http://www.nykline.co.jp）に掲載し、本招集通知の添付書類には記載しておりませんが、本招集通知の添付書類と同じく監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をしております。

①連結株主資本等変動計算書
②連結計算書類の連結注記表
③株主資本等変動計算書
④計算書類の個別注記表

4．議決権の行使に関する事項

(1) 各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

(2) 議決権行使書面の郵送と電磁的方法（インターネット等）の双方により重複して議決権を行使された場合は、後者による議決権行使を有効としてお取扱いいたします。また、電磁的方法（インターネット等）によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効としてお取扱いいたします。

(3) 当日ご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。

5．記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類及びその他本招集ご通知の記載事項に修正の必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の次のページ（http://www.nykline.co.jp）に掲載いたします。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への安定的な利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えております。経営環境の更なる激変にも耐え得る適正な内部留保の水準等も勘案し、当期の期末配当につきましては前期と比べて２円増配し、次のとおり１株につき５円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金２円を加えた年間配当金は７円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき５円　総額8,480,007,830円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月24日

第２号議案　定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。本定款変更は本総会終結の時をもって効力が生じるものとします。

１．変更の理由

(1) 従来商号の英文表記を定めていなかったものを現行定款第１条に新たに規定するものであります。

(2)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号、平成27年５月１日施行。以下、「改正法」といいます。）において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第33条及び第43条に所要の変更を行うものであります。第33条の前記の変更を本株主総会に提出することについては、監査役全員の同意を得ております。また、第33条と第43条の記載を揃えるため、第33条但書の読点一つを削除するものであります。

(3) 現行定款第36条第３項において、改正法により項番号が変更となるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
（商号） 第１条　当会社は、日本郵船株式会社と称する。	（商号） 第１条　当会社は、日本郵船株式会社と称する。
（新設）	２　英文ではNippon Yusen Kabushiki Kaisha、Nippon Yusen Kaisha、又はNYK Lineと記す。
第２条～第20条　（条文省略）	第２条～第20条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第21条～第32条　（条文省略）	第21条～第32条　（現行どおり）
（社外取締役の責任の一部免除） 第33条　当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金2,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	（業務執行取締役でない取締役の責任の一部免除） 第33条　当会社は、業務執行取締役でない取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金2,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
第34条～第35条　（条文省略）	第34条～第35条　（現行どおり）
（監査役の任期） 第36条　（条文省略） ２　（条文省略） ３　会社法第329条第２項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ４　（条文省略）	（監査役の任期） 第36条　（現行どおり） ２　（現行どおり） ３　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ４　（現行どおり）
第37条～第42条　（条文省略）	第37条～第42条　（現行どおり）
（社外監査役の責任の一部免除） 第43条　当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金2,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	（監査役の責任の一部免除） 第43条　当会社は、監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金2,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第44条～第51条　（条文省略）	第44条～第51条　（現行どおり）

第３号議案　取締役13名選任の件

現任の取締役13名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、次の13名の取締役選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数 当期に開催の取締役会出席率
1	再任 工藤 泰三 (昭和27年11月14日生)	昭和50年４月　当社入社 平成10年６月　当社セミライナーグループ長 平成14年４月　当社経営委員 平成16年６月　当社常務取締役経営委員 平成18年４月　当社代表取締役・専務経営委員 平成20年４月　当社代表取締役・副社長経営委員 平成21年４月　当社代表取締役社長・社長経営委員 平成27年４月　当社代表取締役会長・会長経営委員　(現在に至る)	149,745株 100%
2	再任 内藤 忠顕 (昭和30年９月30日生)	昭和53年４月　当社入社 平成16年４月　当社石油グループ長 平成17年４月　当社経営委員 平成19年４月　当社常務経営委員 平成20年６月　当社取締役・常務経営委員 平成21年４月　当社代表取締役・専務経営委員 平成25年４月　当社代表取締役・副社長経営委員 平成27年４月　当社代表取締役社長・社長経営委員　(現在に至る)	106,362株 100%
3	再任 田澤 直哉 (昭和30年10月27日生)	昭和53年４月　当社入社 平成14年４月　当社人事グループ長 平成17年４月　当社経営委員 平成19年４月　当社常務経営委員 平成21年６月　当社取締役・常務経営委員 平成22年４月　当社代表取締役・専務経営委員 平成27年４月　当社代表取締役・副社長経営委員　(現在に至る) チーフコンプライアンスオフィサー、技術本部長、総務本部担当	108,363株 100%
4	再任 水島 健二 (昭和31年４月21日生)	昭和54年４月　当社入社 平成19年４月　当社経営委員定航マネジメントグループ長 平成20年４月　当社常務経営委員 平成21年６月　当社取締役・常務経営委員 平成24年４月　当社代表取締役・専務経営委員　(現在に至る) 経営企画本部長、チーフファイナンシャルオフィサー	64,674株 100%
5	再任 長澤 仁志 (昭和33年１月22日生)	昭和55年４月　当社入社 平成16年４月　当社LNGグループ長 平成19年４月　当社経営委員 平成21年４月　当社常務経営委員 平成23年６月　当社取締役・常務経営委員 平成25年４月　当社代表取締役・専務経営委員　(現在に至る) エネルギー輸送本部長	90,422株 93%

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数 当期に開催の取締役会出席率
6	再任 ちから いし こう いち 力石晃一 (昭和32年4月19日生)	昭和55年4月　当社入社 平成15年4月　当社石油製品・LPGグループ長 平成21年4月　当社経営委員 平成24年4月　当社常務経営委員 平成24年6月　当社取締役・常務経営委員 平成25年4月　当社代表取締役・専務経営委員　(現在に至る) 自動車輸送本部長	66,503株 93%
7	再任 さ みつ まさ ひろ 左光真啓 (昭和32年12月4日生)	昭和55年4月　当社入社 平成15年9月　当社バルク・エネルギー・アトランティックグループ長 平成21年4月　当社経営委員 平成25年4月　当社常務経営委員 平成25年6月　当社取締役・常務経営委員 平成27年4月　当社取締役・専務経営委員　(現在に至る) ドライバルク輸送本部長	54,593株 100%
8	再任 まる やま ひで とし 丸山英聡 (昭和32年5月27日生)	昭和56年4月　当社入社 平成20年4月　当社経営委員定航マネジメントグループ長 平成25年4月　当社常務経営委員 平成25年6月　当社取締役・常務経営委員　(現在に至る) グループIT政策会議議長、チーフインフォメーションオフィサー、 一般貨物輸送本部長	45,917株 100%
9	再任 おお しか ひと し 大鹿仁史 (昭和34年3月28日生)	昭和57年4月　当社入社 平成18年4月　当社グループ経営戦略グループ長 平成21年4月　当社経営委員 平成25年6月　当社取締役・経営委員　(現在に至る) 企画部門・客船事業部門・航空運送事業部門担当	39,115株 93%
10	再任 お がさわら かず お 小笠原和夫 (昭和33年3月9日生)	昭和57年4月　当社入社 平成18年4月　当社製鉄原料グループ長 平成21年4月　当社経営委員 平成25年6月　当社取締役・経営委員　(現在に至る) ドライバルク輸送部門担当	50,593株 100%

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数 当期に開催の取締役会出席率
11	再任 社外 独立役員 おかもとゆきお 岡本行夫 (昭和20年11月23日生)	昭和43年４月　外務省入省 平成３年１月　同省退官 平成３年３月　株式会社岡本アソシエイツ代表取締役（現職） 平成８年11月　内閣総理大臣補佐官 平成10年３月　同上退官 平成13年９月　内閣官房参与 平成15年４月　同上退官 内閣総理大臣補佐官 平成16年３月　同上退官 平成20年６月　当社社外取締役　（現在に至る） ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社岡本アソシエイツ　代表取締役、 三菱マテリアル株式会社　社外取締役、 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ　社外取締役	73,429株 100%
12	再任 社外 独立役員 おきなゆり 翁百合 (昭和35年３月25日生)	昭和59年４月　日本銀行入行 平成４年４月　株式会社日本総合研究所入社 平成６年４月　同社主任研究員 平成12年４月　同社主席研究員 平成13年９月　慶應義塾大学大学院特別招聘教授 平成18年６月　株式会社日本総合研究所理事 平成20年６月　当社社外取締役 平成26年６月　株式会社日本総合研究所副理事長（現職）（現在に至る） ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社日本総合研究所　副理事長、 株式会社セブン銀行　社外取締役、 株式会社ブリヂストン　社外取締役、 独立行政法人日本貿易保険　監事（非常勤）	55,974株 100%
13	新任 よしだよしゆき 吉田芳之 (昭和32年５月30日生)	昭和56年４月　当社入社 平成17年４月　当社バルク・エネルギー輸送統轄グループ長 平成23年４月　当社経営委員 平成27年４月　当社常務経営委員　（現在に至る） 総務本部長	56,550株 ―

(注1) 各取締役候補者と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

(注2) 岡本行夫氏及び翁 百合氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役の候補者であります。両氏につきましては、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ます。

(注3) 岡本行夫氏につきましては、国際情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであり、その知識と見識は当社の経営に資するものであると考えております。

(注4) 翁 百合氏につきましては、経済及び金融情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであり、その知識と見識は当社の経営に資するものであると考えております。

(注5) 当社は過年度の自動車の海上輸送に関し、平成26年12月に米国司法省との間で、米国反トラスト法違反事件について罰金を支払うこと等を内容とする司法取引を行いました。岡本行夫氏及び翁 百合氏は、当該司法取引の対象行為に係る調査を受けるまで当該行為を認識しておりませんでした。両氏はそれまでの法令遵守に関する発言に加え取締役会や独占禁止法遵法活動徹底委員会などにおいて、海外の競争法を含む独占禁止法の違反行為の根絶及び再発防止のために意見を表明しております。

(注6) 岡本行夫氏が平成26年６月まで社外監査役を兼任しておりました三菱自動車工業株式会社の製作所において、環境関係法令及び条例等に基づく必要な届出を行わずに一部設備を使用していた事実が平成23年３月に判明しました。同社は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）が含まれる、あるいは含まれる可能性のある絶縁油を使用した機器を誤処分していた事実が平成24年９月から12月にかけて判明しました。同氏はこれらの各事実に関与しておりませんでしたが、日頃から法令遵守の視点に立ち適宜意見表明を行っており、これら各事実の判明後は再発防止に向けた同社の取組内容を確認するなど、法令遵守体制の更なる強化に努めました。

(注7) 岡本行夫氏及び翁 百合氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって７年となります。

(注8) 当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき定めた現行定款第33条により、同法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。岡本行夫氏及び翁 百合氏の各氏の選任が承認された場合は、当社は各氏と引き続き同様の責任限定契約を締結いたします。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役 甲斐幹敏氏及び川口文夫氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、次の２名の監査役選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴 （地位及び重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	新任 わ　さき　よう　こ 和　崎　揚　子 （昭和29年８月15日生）	昭和53年４月　当社入社 平成14年４月　当社不専統轄グループ長 平成21年４月　当社経営委員 平成26年４月　当社顧問格嘱託 （現在に至る。平成27年６月22日をもって退任予定。）	48,115株
2	新任 社外　独立役員 み　た　とし　お 三　田　敏　雄 （昭和21年11月２日生）	昭和44年４月　中部電力株式会社入社 平成15年６月　同社取締役　東京支社長 平成17年６月　同社常務取締役　執行役員　販売本部長 平成18年６月　同社代表取締役社長 平成19年６月　同社代表取締役社長　社長執行役員 平成22年６月　同社代表取締役会長（現職）　（現在に至る） ＜重要な兼職の状況＞ 中部電力株式会社　代表取締役会長 株式会社豊田自動織機　社外監査役 一般社団法人中部経済連合会　会長	0株

（注1）各監査役候補者と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

（注2）三田敏雄氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役の候補者であります。同氏につきましては、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しており、同氏の選任が承認された場合は、株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ます。

（注3）三田敏雄氏につきましては、主に企業経営等の豊富な経験を通じて培われた幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであり、その知識と見識は当社の監査業務遂行に資するものであると考えております。

（注4）当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき定めた現行定款第43条により、同法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。三田敏雄氏の選任が承認された場合は、第２号議案の賛否に拘らず、当社は同氏と同様の責任限定契約を締結いたします。

（注5）第２号議案が承認された場合は、当社と各監査役は、会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結いたします。和崎揚子氏の選任が承認された場合は、当社は同氏と同様の責任限定契約を締結いたします。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の数を欠くこととなる場合に備え、全社外監査役の補欠として、新たに補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
まつ　い　みち　お 松　井　道　夫 (昭和28年３月22日生)	昭和51年４月　当社入社 昭和62年３月　当社退社 昭和62年４月　松井証券株式会社入社 昭和63年12月　同社取締役 平成２年10月　同社常務取締役営業本部長 平成７年６月　同社代表取締役社長（現職）　（現在に至る） ＜重要な兼職の状況＞ 松井証券株式会社　代表取締役社長	0株

(注1)　松井道夫氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

(注2)　松井道夫氏は補欠の社外監査役の候補者であります。同氏につきましては、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しており、同氏の選任が承認され、かつ、同氏が社外監査役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ます。

(注3)　松井道夫氏につきましては、主に企業経営等の豊富な経験を通じて培われた幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただくことができるものと判断し、選任をお願いするものであります。

(注4)　松井道夫氏は昭和51年から62年にかけて11年間当社の従業員でありました。

(注5)　当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき定めた現行定款第43条により、同法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。松井道夫氏の選任が承認され、かつ、同氏が社外監査役に就任した場合は、第２号議案の賛否に拘らず、当社は同氏と同様の責任限定契約を締結いたします。

(注6)　松井道夫氏の補欠監査役選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

主要財務ハイライト（連結）

1. 業績の推移

(1) 売上高

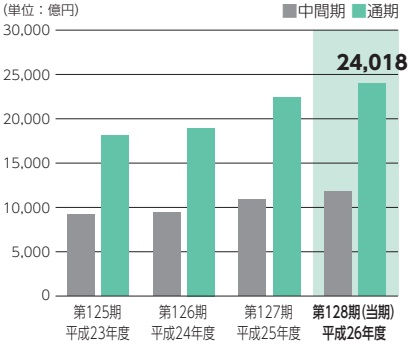

(2) 経常損益

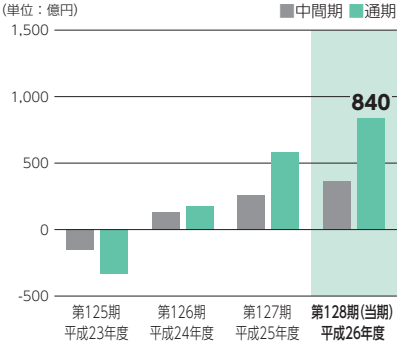

(3) 当期純損益

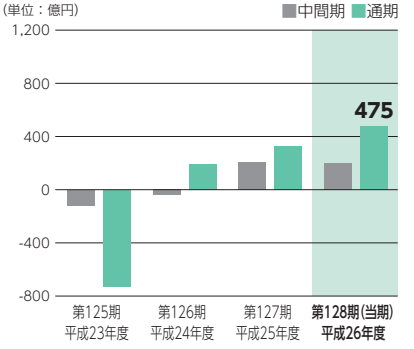

(4) 総資産

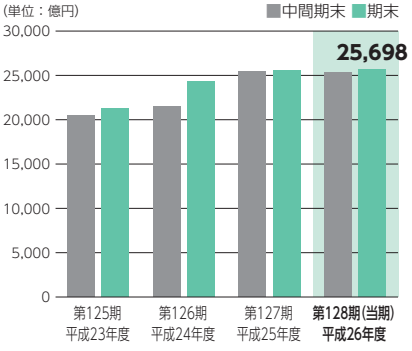

(5) 株主資本・自己資本比率

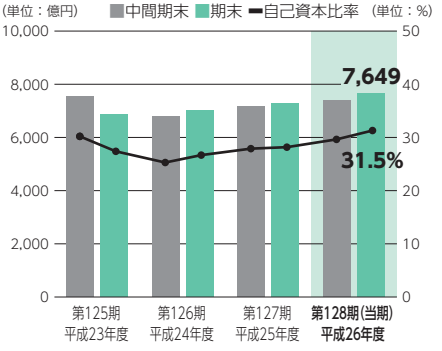

(6) 有利子負債自己資本比率（D/E Ratio）

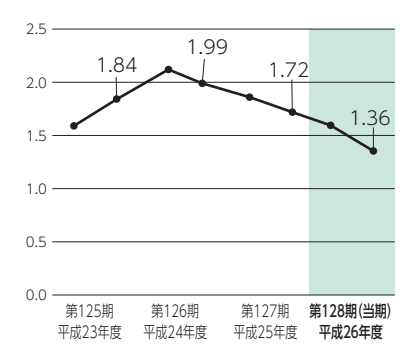

為替レートの推移（ご参考）

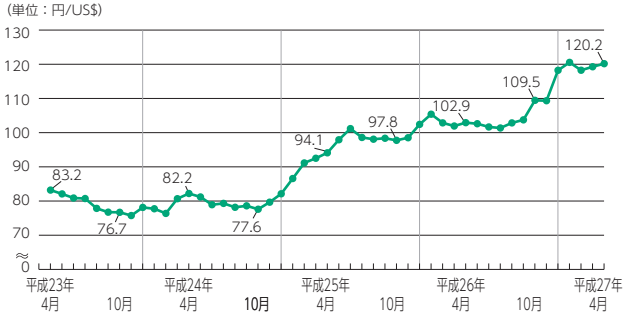

消費燃料油価格の推移（ご参考）

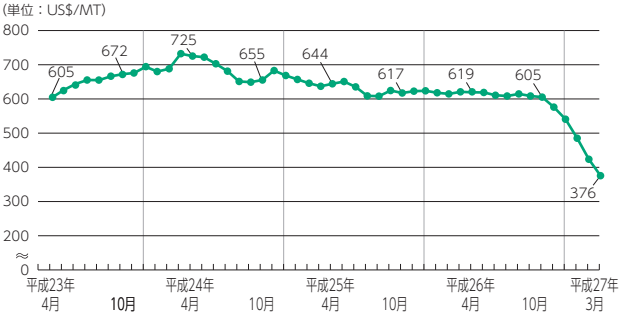

（注）為替レート・消費燃料油価格とも、当社社内値（表示単位未満を四捨五入）です。

2. 事業部門別業績

連結売上高構成比
(当期)

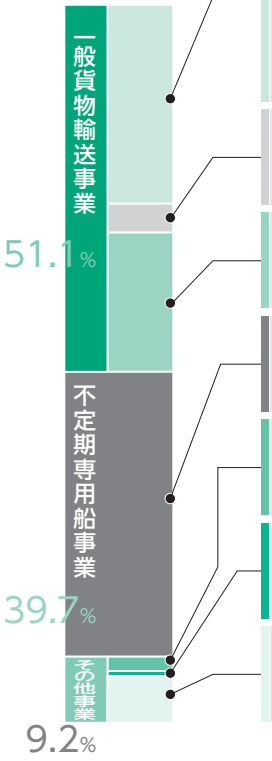

定期船事業 27.7%

(単位:億円)	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期 平成25年度	第128期 (当期) 平成26年度
売上高	定期船 4,187 ターミナル 1,400	5,360	6,174	6,963
経常損益	定期船 △447 ターミナル 77	△16	△7	98

航空運送事業 4.0%

(単位:億円)	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期 平成25年度	第128期 (当期) 平成26年度
売上高	826	778	888	991
経常損益	33	△48	△73	6

物流事業 19.4%

(単位:億円)	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期 平成25年度	第128期 (当期) 平成26年度
売上高	3,651	3,668	4,315	4,869
経常損益	92	47	65	107

不定期専用船事業 39.7%

(単位:億円)	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期 平成25年度	第128期 (当期) 平成26年度
売上高	7,308	8,245	9,884	9,958
経常損益	△77	177	548	600

客船事業 2.0%

(単位:億円)	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期 平成25年度	第128期 (当期) 平成26年度
売上高	324	350	452	498
経常損益	△58	△37	7	21

不動産業 0.4%

(単位:億円)	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期 平成25年度	第128期 (当期) 平成26年度
売上高	108	104	99	95
経常損益	39	39	38	32

その他の事業 6.8%

(単位:億円)	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期 平成25年度	第128期 (当期) 平成26年度
売上高	1,845	1,736	1,927	1,706
経常損益	8	14	6	△5

3. 事業部門別資産

(単位:億円)

		第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期 平成25年度	第128期 (当期) 平成26年度
一般貨物輸送事業	定期船事業	定期船 2,615 ターミナル 1,584	4,078	4,524	4,998
	航空運送事業	697	903	788	562
	物流事業	2,052	2,172	2,379	2,743
不定期専用船事業		12,956	14,500	15,022	15,012

		第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期 平成25年度	第128期 (当期) 平成26年度
その他事業	客船事業	281	286	337	442
	不動産業	545	573	538	568
	その他の事業	4,575	6,078	5,529	4,141
計		25,309	28,592	29,121	28,468
調整額		△4,087	△4,291	△3,609	△2,770
連結		21,222	24,301	25,512	25,698

(注1) 事業部門間の内部取引高消去前の数字です。
(注2) 第127期より、当社グループにおける経営方針及び組織管理体制の見直しに伴い、「ターミナル関連事業」を「定期船事業」に含めて表示する方法に変更しています。また、一部の連結子会社が属する事業部門を「定期船事業」から「不定期専用船事業」に変更しています。なお、上記の第125期の事業部門別業績につきましては、この見直しによる変更を反映していません。
(注3) 当期より、特定のセグメントに帰属しない一般管理費を全社費用とし、上記に含めていません。
(注4) 事業部門別資産の調整額の内容は、事業部門間の取引に係る債権、資産の調整及び全社資産です。なお、全社資産の主なものは当社での余剰運用資金(現金及び預金)です。

第128期　定時株主総会招集ご通知添付書類

事業報告 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

⑴ 当社グループの事業の経過及びその成果

① 当期の業績

当期の世界経済は、米国経済が雇用や消費等の持ち直しに支えられ、若干の脆弱さを内包しながらも順調に回復しました。欧州経済は、一部の国に景気下振れリスクがありましたが、概ね緩やかな回復の過程を辿りました。中国の経済成長は鈍化しましたが、他地域に比べて一定の高さを維持しました。その他新興国では、地政学リスク、米国の金融政策や原油安等の影響により、国ごとに明暗が分かれました。日本経済は消費税増税後に停滞しましたが、下期は原油安や円安による輸出の改善等により、緩やかな回復基調となりました。

このような事業環境のもと、当期の連結業績は、売上高2兆4,018億円（前期比7.4％増）、営業利益661億円（同47.1％増）、経常利益840億円（同43.8％増）、当期純利益475億円（同44.0％増）と前期と比べて増収増益となりました。

② 各事業部門の概況

Ⅰ．一般貨物輸送事業

(i) 定期船事業

コンテナ船部門の荷動きは欧米諸国の経済回復に伴い順調に推移しましたが、主に欧州航路において荷動きの伸びを上回るペースで新造大型船の投入が続いたことにより、船腹の供給圧力が一層強まり、下落した運賃が回復するには至りませんでした。サービス面では、当社を含む6社からなるG6アライアンスが北米西岸航路と大西洋航路へ拡大し、一層の合理化とサービス網の拡充を進めました。当社グループが成長地域と位置づけるアジア域内航路においては、より競争力のあるサービスへ改編し顧客のニーズに応えた結果、前期に引き続き大幅に積高が増加しました。コスト面では、不経済船の返船、船舶の改造、燃費効率の良い船舶の投入、及び効率的な配船により、船費や運航費の削減に努めました。さらに、効率的なコンテナ運用と粗利の極大化を目指すEAGLEプロジェクトの対象航路を広げ、一層のコスト削減・粗利向上に努めました。

国内・海外コンテナターミナルの総取扱量は堅調に推移し、前期比で増加しました。また、事業ポートフォリオの再構築を目的として、本年2月に北米コンテナターミナル事業会社の持株会社株式の一部を売却しました。

定期船事業全体の業績は前期と比べて増収となり利益を計上しました。

(ii) 航空運送事業

日本貨物航空㈱は、輸送品質の向上や顧客ニーズへの迅速な対応により貨物専用機特有の貨物の集荷や、エアライン・チャーターなど市況の影響を受けにくいビジネスへの取組みを強化しました。下期には、北米西岸の港湾混雑に伴う航空貨物輸送の活況に加え、燃料油価格下落の後押しもあり、同社は前期と比べて業績が大幅に改善し、利益を計上しました。

(iii) 物流事業

航空貨物輸送（フォワーダー業）は、米国の景気回復に伴う堅調な荷動きに加え、港湾混雑による需要の高まりもあり、取扱量を伸ばしました。海上貨物輸送（フォワーダー業）は、アジア発貨物が低調であったこと等により、取扱量は前期に届きませんでした。ロジスティクス事業（倉庫での保管や集荷・輸送などの物流事業）は、南アジアを中心に新規倉庫を稼動させる等、事業を堅調に拡大し、コスト削減にも取り組みました。

国内物流部門は、内航事業と国内倉庫事業が堅調に推移し、近海フェリー事業も下期に旅客数が復調し、前期を上回る利益を確保しました。

この結果、物流事業全体の業績は前期と比べて増収増益となりました。

Ⅱ．不定期専用船事業

自動車輸送部門の完成車海上輸送台数は前期と同水準を維持しました。円安や一部地域の自動車需要の回復にも拘らず、地産地消の進展に伴い日本からの完成車輸出台数は前期を下回りましたが、堅調な輸送需要のある北米やアジア地域等へ着実に配船し、海外からの出荷の伸長に柔軟に対応した結果、業績は良化しました。また、エネルギー効率の良い新造船が４隻竣工し、船隊の刷新を進めるとともに環境対応を進めました。

自動車物流事業では、メキシコとミャンマーの各現地企業と共同で完成車物流サービスを開始する等、成長市場において積極的に事業を展開しました。

ドライバルク部門は、荷動きは好調でしたが、船腹過剰が続きケープサイズを中心に全船型・全水域で市況が前期を下回りました。当社グループは短期的な市況の変動に左右されにくい契約を増加させると同時に、減速航海の徹底などのコスト削減にも取り組みました。また、貨物の組合せや配船の工夫によりバラスト航海を減らすなど、収支の向上に努めました。

リキッド部門は、北米の原油生産量が急増しOPEC加盟国は生産量を維持したため、原油価格が昨年７月以降下落し石油需要が増加しました。VLCC（大型タンカー）

市況は、中国の調達先の多様化による輸送距離の増加により前期を上回りました。石油製品タンカー市況は、アジアの石化原料価格の高騰に伴うナフサの東西値差による裁定取引が増え、中東・アジアの新規製油所稼動により輸出量が増加し前期を上回りました。LPG船市況はナフサ高によるLPGへの代替需要が増加し、また米国発アジア向け貨物の輸送距離増加が下支えとなり前期を上回りました。LNG船は安定的な収益を生む長期契約に支えられ順調に推移しました。海洋事業はFPSO（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）及びドリルシップが順調に稼動しました。これらの結果、リキッド部門の業績は良化しました。

以上を総合し、不定期専用船事業全体の業績は前期と比べて増収増益となりました。

Ⅲ．その他事業

(i) 客船事業

北米市場のクリスタル・クルーズ、日本市場の飛鳥クルーズとも販売が堅調に推移しました。また、多様な集客施策やコスト削減努力等の継続的な収支構造改革の効果もあり、前期と比べて増収増益となりました。経営資源を飛鳥クルーズに集中するため、本年３月にクリスタル・クルーズの運営子会社の売却を決定しました。

(ii) 不動産業及びその他の事業

不動産業は、所有する経年賃貸物件の建替えや売却を行ったこと等の影響により、前期と比べて減収減益となりました。

その他の事業は、商事業の主力である船舶用燃料油の販売価格が原油価格の急落に伴い大きく低下し、売上高が減少しました。製造加工業は船舶向け部品等の販売が好調で利益を確保しましたが、その他の事業全体では前期と比べて減収となり損失を計上しました。

詳細につきましては、あわせて前述の「事業部門別業績」（14ページ）をご参照ください。

③ 安全と環境への取組み

船舶の安全運航と環境の保護は、当社グループの経営の根幹を成すものです。独自の安全管理システムNAV9000と現場の意識を改善するニアミス3000等の安全推進活動を継続し、今後も環境保護にも貢献する安全・確実な海上輸送を実現します。

また、同業他社に先駆けてLNG船へのフィリピン人船長と機関長の配乗を開始し、当期末で船長と機関長は計7名となりました。フィリピンは世界的な船員供給国であり、当社は船員研修所やマンニング拠点の増強と商船大学の運営等に力を入れ、優秀な幹部船員育成に努めています。

当社グループは、革新的な環境技術の開発に取り組んでいます。完全子会社である㈱MTIとともに、環境負荷を低減する省エネ船の開発を継続しています。空気潤滑システムの搭載船の実航海における実証実験を継続し、効率運航を実現する技術開発にも注力しています。コンテナ船運航部門においては、気象・海象データ、本船データ、航海計画等の情報を陸上と船舶の間でリアルタイムに共有し、最適経済運航を目指すIBISプロジェクトを、その他の船種においても減速運航を支えるIBIS TWOプロジェクトを、技術面から支援しています。また、実航海に即したコンテナ船の船体改造も実施しています。

⑵ 当社グループの資金調達及び設備投資の状況

当社グループの当期の所要資金は、主に自己資金及び金融機関からの借入れで賄いました。当期末の有利子負債残高（社債等を含む。）は、前期末比1,436億円減少し、１兆983億円となりました。

当社グループは、不定期専用船事業を中心に全体で1,993億円の設備投資を実施しました。定期船事業及び不定期専用船事業において、船舶を中心にそれぞれ212億円及び1,300億円、航空運送事業において航空機などに330億円、物流事業において輸送機器や物流施設・設備などに106億円、客船事業において19億円、不動産業において13億円、その他の事業において９億円の設備投資を実施しました。

⑶ 当社グループの対処すべき課題

① 安定と成長の戦略

当期の事業環境を振り返りますと、円安の進行と燃料油価格の下落が追い風となったものの、海運市況は総じて低迷した一年でした。引き続きコンテナ船やドライバルカーを中心に新造船発注残が積み上がっており、船腹需給の先行きは楽観視できません。地産地消の進展により日本からの輸出は減少し、消費財を中心に各経済圏の域内物流が活発化する傾向にあります。一方、米国のシェールガス関連プロジェクトでは一部で遅れが見られるものの、長期的にはLNG輸送需要やオフショアビジネスは順調に拡大することが見込まれ、当社グループにとって事業拡大が望める分野です。また、海運業を取り巻く環境規制の厳格化は、技術対応力に優れる当社グループにとって他社との差別化を図ることができる機会と捉えています。

こうした事業環境を踏まえ、当社グループは当期より中期経営計画 “More Than Shipping 2018 ～Stage 2 きらり技術力～”を開始しました。本計画は、当社グループが蓄積している海技、エンジニアリング、物流技術、情報技術などの幅広いノウハウと日常の創意工夫を組み合わせることで、新サービスの提案や業務改善をより積極的に行い、一層の差別化を図るものです。財務面では総資産の増加を抑制しながら、より大きな安定収益が期待できる事業ポートフォリオの実現を目指し、コンテナ船やドライバルカーのライトアセット化を進める一方で、成長分野であるLNG輸送や海洋事業への投資を着実に積み上げていく計画です。

中期経営計画の実現に向けた主要な取組み状況は次のとおりです。LNG輸送においては、自ら運営するフィリピンの商船大学等を活用して、船員を含む技術者の育成に注力し、より高品質な運航・船舶管理・建造監督能力を提供しています。また、LNGバリューチェーンの全てのステージに参画し、LNG輸送とのシナジーを追求します。海洋事業においては、米国の資本市場へのアクセスを通じた資金調達力を活かして、シャトルタンカー事業を拡大しています。海洋事業の各現場へ技術者を派遣することにより技術や知見を蓄え、着実に事業機会を広げています。自動車輸送部門においては、グループ力を結集して建設機械営業を強化し、RFID（非接触型ICチップ）技術等を活用した複合的な物流サービスを顧客に提供することで、自動車物流事業の差別化を図ります。ドライバルク部門においては、市況低迷が長引くなか長期安定契約が収支の下支えとなっており、今後も貨物と船の契約のバランスをとることで市況耐性を高めていきます。一般貨物輸送事業においては、コアアセットとライトアセットの最適な組み合わせによるコンテナ輸送全体での積高拡大の追求に加え、効率的なコンテナ運用と粗利の極大化を目指すEAGLEプロジェクトや最適経済運航を目指すIBISプロジェクト等をより深化させ、事業運営面での差別化戦略を強化します。

② 環境保全への取組み

当社グループは、環境保全を経営の最重要課題の一つとして捉え、「NYKスーパーエコシップ2030」等、長期ビジョンに基づく革新的な技術開発を進めています。2018年度までに2010年度比で燃料消費効率を15%向上させるべく、運航ビッグデータを用いて燃節活動の深度化を進めます。また、CO_2排出量の少ないLNGを燃料とするタグボートと自動車専用船に続くLNG燃料供給船の建造に加え、LNG燃料販売事業への参画を決定しました。更なるCO_2排出削減と大気汚染防止を目指し、環境に優しいビジネスモデルへの変革に取り組んでいます。

③ CSR（企業の社会的責任）経営の強化

CSRは成長戦略を支える基盤であるという認識のもと、当社グループは「安全確保と環境保全」、「健全で透明性の高い企業経営」と「誇りを持って働ける職場づくり」を三つの柱に、グローバルな視野を持ってCSR経営を強化します。

企業経営の健全性と透明性をより高めるために、引き続き内部統制及びコンプライアンスの強化に努めます。また、当社グループ企業理念を支える“NYKグループ・バリュー”（誠意・創意・熱意）の実践を通じて、誇りを持って働ける職場づくりの実現を目指します。

当社は、男女の区別なく活躍できる制度や環境づくりを進めていることが評価され、経済産業省と㈱東京証券取引所が共同で女性活躍推進に優れた上場企業を選定する「なでしこ銘柄」に二年連続で選ばれており、今後も、ステークホルダーの皆様との良好な関係の構築及びサービスの品質向上に努めます。

④ 公正取引の徹底

当社グループは従前より独占禁止法の遵守を最重要事項と捉え、そのための体制強化に取り組んできましたが、大変遺憾ながら、当社は諸般の事情を総合的に勘案し長期的な企業価値の維持・保全を優先する観点から、平成26年12月に米国司法省との間で、過年度の自動車の海上輸送に関する米国反トラスト法違反事件について罰金を支払うこと等を内容とする司法取引を行いました。このような事態に至ったことを厳粛かつ深刻に受け止め、独占禁止法その他の法令を遵守し公正取引を徹底するための体制構築及び活動を従前以上に推進します。平成24年9月の日本の公正取引委員会等による調査開始以来、独占禁止法遵法活動徹底委員会の定期的開催や各事業を対象とした同法リスクアセスメントの実施など、様々な施策の一層の強化・拡充を図ってまいりました。その一環として、当期は新たに当社のみならず国内外グループ会社へ遵法誓約書を導入し、リスクアセスメントの結果を踏まえた行動規準の制定とその研修を実施しました。今後も、あらゆる手段を講じ再発防止と独占禁止法その他の法令遵守の徹底に全力を尽くし、公正に事業を遂行してまいります。

⑷ 当社グループ及び当社の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

（単位：特記なきものは百万円）

区　分	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期 平成25年度	第128期(当期) 平成26年度
売　上　高	1,807,819	1,897,101	2,237,239	2,401,820
経 常 損 益	△33,238	17,736	58,424	84,010
当 期 純 損 益	△72,820	18,896	33,049	47,591
1株当たり当期純損益	△42.92円	11.14円	19.48円	28.06円
総　資　産	2,122,234	2,430,138	2,551,236	2,569,828
純　資　産	622,490	697,979	773,899	880,923
1株当たり純資産	341.54円	383.50円	424.67円	477.79円

（注）１株当たり当期純損益は期中平均発行済株式の総数により算出しています。
また、１株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しています。
なお、発行済株式の総数は自己株式を除いています。

第125期　コンテナ船の大量竣工による供給過剰からコンテナ運賃が大きく下落し、完成車輸送台数は東日本大震災やタイの大洪水の影響で大きく減少しました。ドライバルカー市況も需給ギャップの拡大により低迷し、海運業が大幅な損失を計上しました。世界的な景気低迷から航空運送事業や客船事業も業績が悪化し、各段階損益において損失を計上しました。

第126期　コンテナ船の運賃水準は上期に大きく改善しましたが、下期は荷動きが低迷したため下落しました。ドライバルカーとタンカー市況は一年を通して低迷しました。完成車輸送台数は自然災害の影響から回復し、堅調に推移しました。航空運送事業と客船事業の業績は低調で、物流事業も伸び悩みましたが、各種コスト削減に取り組んだ結果、各段階損益において利益を計上しました。

第127期　コンテナ船は全般的に荷動きが増加したものの新造大型船の竣工・投入による供給圧力が強く運賃は下落しましたが、コスト削減により収益性は改善しました。航空運送事業は運賃が低迷したものの、ドライバルカー及びタンカーの市況が夏場以降に改善したことに加え、物流事業・客船事業はともに堅調に推移し、各段階損益において大幅な増益となりました。

第128期（当期）　当期の状況については、前述の「当社グループの事業の経過及びその成果」（15ページ及び16ページ）をご参照ください。
なお、当社グループの事業部門別の財産及び損益の状況については、前述の「事業部門別業績」及び「事業部門別資産」（14ページ）をご参照ください。

② 当社の財産及び損益の状況

（単位：特記なきものは百万円）

区　分	第125期 平成23年度	第126期 平成24年度	第127期 平成25年度	第128期(当期) 平成26年度
営 業 収 益	915,862	987,688	1,168,438	1,264,761
経 常 損 益	△43,873	9,003	37,558	73,530
当 期 純 損 益	△64,855	16,707	13,380	12,565
1株当たり当期純損益	△38.22円	9.85円	7.89円	7.41円
総　資　産	1,450,772	1,632,499	1,655,372	1,525,359
純　資　産	456,199	470,426	471,569	478,862
1株当たり純資産	268.93円	277.33円	278.03円	282.35円

（注）1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式の総数により算出しています。
また、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しています。
なお、発行済株式の総数は自己株式を除いています。

第125期　コンテナ船の低調な貨物需要に加え、大型新造船の大量竣工により運賃水準は下落し業績が悪化しました。東日本大震災とタイの大洪水の影響で完成車の荷動きは停滞し、新造船の供給圧力の続くドライバルカーやタンカーの市況も改善せず低迷し、各段階損益において損失を計上しました。

第126期　上期に大きく修復したコンテナ船運賃と前年の自然災害から回復した堅調な完成車輸送に支えられ前期比増収となりました。下期にはコンテナ荷動きの鈍化で運賃水準が下落し、ドライバルカーやタンカーの市況は一年を通して低迷しましたが、各段階損益において前期比改善しました。

第127期　新造大型コンテナ船の竣工が続き、需給ギャップが拡大したことによりコンテナ運賃水準は下落しましたが、コスト削減に鋭意取り組んだ結果、収益性は改善しました。ドライバルカーの市況が夏場以降に好転し、完成車輸送台数が順調に推移したことなどにより、各段階損益において利益を計上しました。

第128期（当期）　コンテナ船は荷動きが増加したものの大型船の竣工による需給ギャップの拡大により市況は弱含みで推移し、北米西岸の港湾混雑による追加費用の発生もありましたが、効率化やコスト削減に注力し収益性が改善しました。ドライバルカー市況は年間を通じて低迷しましたが、タンカー市況は需給が改善したこと等により前期を上回りました。完成車輸送台数も順調に推移し、円安・燃料油安も追い風となり、各段階損益において利益を計上しました。

⑸ 当社グループの主要な事業内容 (平成27年３月31日現在)

一般貨物輸送事業（定期船事業、航空運送事業、物流事業）
不定期専用船事業
その他事業（客船事業、不動産業、その他の事業）

⑹ 当社グループの主要な営業所 (平成27年3月31日現在)

① 当社

区分	所在地
本店	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号（郵船ビル）
支店	横浜支店（横浜市）、名古屋支店（名古屋市）、関西支店（神戸市）、九州支店（福岡市）、台北支店（台湾）
海外在勤・駐在	ヨハネスブルグ、デュバイ、ドーハ、ジェダ、北京、モスクワ

② 重要な子会社

会社名	本店所在地又は国名
NYKバルク・プロジェクト貨物輸送株式会社	東京都千代田区
日本貨物航空株式会社	東京都港区
八馬汽船株式会社	神戸市
郵船クルーズ株式会社	横浜市
郵船商事株式会社	東京都港区
郵船ロジスティクス株式会社	東京都港区
株式会社ユニエツクス	東京都品川区
NYK GROUP AMERICAS INC.	米国
NYK GROUP EUROPE LTD.	英国
NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.	シンガポール

⑺ 当社グループの船舶の状況 (平成27年3月31日現在)

事業部門	船種	区分	隻数	重量屯 (K/T)
定期船事業	コンテナ船	所有	20	1,219,192
		傭船	84	4,772,101
		合計	104	5,991,293
不定期専用船事業	撒積船（ケープサイズ）	所有	36	6,806,754
		傭船	87	17,054,512
		合計	123	23,861,267
	撒積船（パナマックスサイズ）	所有	42	3,696,172
		傭船	71	5,846,525
		合計	113	9,542,697
	撒積船（ハンディサイズ）	所有	67	3,010,484
		傭船	105	4,838,258
		合計	172	7,848,742
	チップ船	所有	8	416,658
		傭船	40	2,141,889
		合計	48	2,558,547
	自動車船	所有	28	477,387
		傭船	95	1,738,529
		合計	123	2,215,916
	油槽船	所有	47	8,107,505
		傭船	21	3,206,160
		合計	68	11,313,665
	LNG船	所有	27	2,015,494
		傭船	3	228,211
		合計	30	2,243,705
	在来・プロジェクト貨物船	所有	15	302,617
		傭船	32	455,748
		合計	47	758,365
	その他	所有	1	7,450
		傭船	–	–
		合計	1	7,450
客船事業	客船	所有	1	7,548
		傭船	2	14,029
		合計	3	21,577
総計		所有	292	26,067,261
		傭船	540	40,295,963
		合計	832	66,363,224

(注1) 所有船の隻数は共有船を含み、重量屯は共有船の当該船舶における他社持分を含んでいます。
(注2) 1K/T未満を四捨五入のうえ表示しています。
(注3) LNG船の隻数は、非連結の合弁会社保有を加えると69隻です。
(注4) 16ページに記載のクリスタル・クルーズの運営子会社の売却に伴い、客船の傭船隻数は0となる予定です。

⑻ 当社グループ及び当社の従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

	事業部門	従業員数（名）	前期末比（名）
一般貨物輸送事業	定期船事業	6,560	216
	航空運送事業	707	9
	物流事業	21,244	1,065
	不定期専用船事業	2,570	△98
その他事業	客船事業	459	1
	不動産業	74	7
	その他の事業	1,516	△19
	全社（共通）	390	△3
	合計	33,520	1,178

（注）「全社（共通）」として記載されている従業員は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数（名）	前期末比（名）
陸上職	854	7
（うち、海技者）	(108)	(6)
海上職	283	△6
合計	1,137	1

（注1）従業員数は当社への出向者64名を含み、他社出向在籍者等及び派遣労働者数を除いています。
（注2）第127期事業報告1．当社グループの現況に関する事項（8）当社グループ及び当社の従業員の状況②当社の従業員の状況の陸勤船員（上記の表では海技者と表記。）を254名と記載しましたが、正しくは102名でした。お詫びして正しい数値をここに記載します。上記の前期末比の数値は、これに基づき算出したものです。

⑼ 当社の主要な借入先及び借入額（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	106,262
明治安田生命保険相互会社	73,900
日本生命保険相互会社	67,969
株式会社日本政策投資銀行	45,656
株式会社三井住友銀行	30,296
農林中央金庫	29,606
株式会社千葉銀行	20,548
三井住友信託銀行株式会社	19,580
株式会社みずほ銀行	19,250
三菱UFJ信託銀行株式会社	18,160

（注）上記のほか、株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローンが20,000百万円ありますが、各借入額に含めていません。

⑽ 重要な企業結合の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業結合の経過及び成果

当社グループは、定期船事業、航空運送事業、物流事業、不定期専用船事業、客船事業、不動産業、その他の事業の7部門に属する事業を行っています。

平成27年3月31日現在の連結子会社は574社、持分法適用会社は145社です。
企業結合の経過及び成果につきましては、前述の「当社グループの事業の経過及びその成果」（15ページ及び16ページ）及び「当社グループ及び当社の財産及び損益の状況」（18ページ）をご参照ください。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
NYKバルク・プロジェクト貨物輸送株式会社	2,100 百万円	100.00	海上運送業
日本貨物航空株式会社	50,574 百万円	100.00	航空運送業
八馬汽船株式会社	500 百万円	74.86	海上運送業
郵船クルーズ株式会社	2,000 百万円	100.00	客船保有・運航業
郵船商事株式会社	1,246 百万円	79.25	石油製品類販売等
郵船ロジスティクス株式会社	4,301 百万円	59.76	貨物利用運送業等
株式会社ユニエツクス	934 百万円	83.50	港湾運送業
NYK GROUP AMERICAS INC.	4,000 千米ドル	100.00	北米・南米地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
NYK GROUP EUROPE LTD.	81,490 千ポンド	100.00	欧州地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.	16,650 千シンガポールドル	100.00	南アジア・大洋州地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
ADAGIO MARITIMA S.A.他船舶保有会社331社	70,432 千米ドル（119社合計） 15,562 百万円（213社合計）	100.00（全社）	船舶貸渡業

（注1）議決権比率は間接保有を含んでいます。
（注2）ADAGIO MARITIMA S.A.他船舶保有会社331社は船舶の保有・貸渡を行うために当社グループの全額出資によりパナマ、シンガポール、リベリアなどに設立した連結子会社であり、当社グループがこれらの会社より定期傭船して運航している船舶は、当社グループが運航する船隊の主要な一部分を構成しています。

③ 主要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
NSユナイテッド海運株式会社	10,300 百万円	18.95	海上運送業
共栄タンカー株式会社	2,850 百万円	30.03	海上運送業

（注）議決権比率は間接保有を含んでいます。

⑾ その他当社グループの現況に関する重要な事項等

①当社は、平成26年12月に米国司法省との間で、自動車の海上輸送に関する米国反トラスト法違反事件について司法取引を行いました。この事件に関連し、当社及び特定の海外現地法人は、米国及びその他の地域において損害賠償請求訴訟（集団訴訟）を提起されています。また、当社は欧州等の当局からも調査を受けています。

②日本貨物航空㈱は、平成22年11月に韓国公正取引委員会から、日本発韓国向け及び韓国発全世界向けの国際航空貨物運送事業に関する同国公正取引法違反事件につき課徴金支払い命令を受けました。同社は、これを不服として当該命令の取消訴訟を提起しましたが、平成26年5月に、日本発韓国向け関係は上告棄却判決により前記命令が確定し、韓国発全世界向け関係は差戻し判決を受けました。後者は、その後同年9月に課徴金算定方法について同社の主張が認められたことから訴訟を取り下げました。また、同社は、国際航空貨物運送事業に関する米国反トラスト法違反事件に関連し、同国において損害賠償請求訴訟（集団訴訟）を提起されていましたが、平成26年9月に原告と和解について基本合意に至りました。

③郵船ロジスティクス㈱及び同社連結子会社は、国際航空貨物利用運送事業に関する米国反トラスト法違反事件に関連し、同国において損害賠償請求訴訟（集団訴訟）を提起されていましたが、本年4月に原告と和解合意に至りました。また、同社及び同社連結子会社は、平成26年12月にシンガポール競争委員会から、前記事業に関する同国競争法違反事件につき課徴金支払い命令を受けました。

④当社は、平成20年6月開催の第121期定時株主総会において株主の皆様からのご承認を受け、「当社株券等の大規模買付等に対する企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上のための対応策（買収防衛策）」を導入し、平成23年6月開催の第124期定時株主総会において同対応策を一部修正のうえ更新しました。しかし、当社を取り巻く経営環境等が変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に関する規制の整備が浸透し、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという目的が一定程度担保されていることなどから、その意義が相対的に低下してきていると考え、平成26年5月開催の取締役会において同対応策を更新しないことを決議し、同対応策はその有効期間満了の時である同年6月開催の第127期定時株主総会終結の時をもって失効しました。

当社は、今後も、当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じるとともに、引き続き企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に努めます。

2. 株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 2,983,550,000株

(2) 発行済株式の総数 1,696,001,566株

（注）自己株式4,549,422株を除いています。

(3) 株主数 125,123名（前期末比12,427名減）

(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	所有株式数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	98,125	5.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	92,149	5.43
三菱重工業株式会社	41,038	2.42
明治安田生命保険相互会社	34,473	2.03
東京海上日動火災保険株式会社	32,443	1.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	25,202	1.49
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	24,546	1.45
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	21,183	1.25
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	20,108	1.19
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	19,066	1.12

（注）持株比率は自己株式（4,549,422株）を除いて計算しています。

(5) 自己株式

前期末における保有自己株式	普通株式	4,430,467株
当期における取得株式		
単元未満株式の買受け	普通株式	123,334株
	取得価額の総額	38,215,349円
当期における処分株式		
単元未満株式の売渡し	普通株式	4,379株
	処分価額の総額	1,278,380円
当期における失効株式	なし	
当期末における保有自己株式	普通株式	4,549,422株

3. 新株予約権等に関する事項（平成27年3月31日現在）

会社法に基づき発行した新株予約権付社債の状況は、次のとおりです。

名称	2026年満期ユーロ円建現金決済条項及び転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債
発行決議の日	平成18年8月31日
発行日	平成18年9月20日
新株予約権の数	89個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 572,008株
新株予約権行使時の払込額（行使価額）	一株当たり 777.96円
新株予約権行使時の資本組入額	一株当たり 388.98円
新株予約権の行使期間	平成18年10月4日から 平成38年9月10日まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成26年6月25日から平成27年3月31日までの期間の在任者)

氏　名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
宮原 耕治	代表取締役会長・会長経営委員	総合海洋政策本部参与会議座長、一般社団法人日本経済団体連合会副会長、三菱倉庫株式会社社外取締役
工藤 泰三	代表取締役社長・社長経営委員	
内藤 忠顕	代表取締役・副社長経営委員	技術本部長、IT戦略会議議長、チーフインフォメーションオフィサー、一般貨物輸送本部担当
田澤 直哉	代表取締役・専務経営委員	総務本部長、チーフコンプライアンスオフィサー
水島 健二	代表取締役・専務経営委員	経営企画本部長、チーフファイナンシャルオフィサー、客船本部担当
長澤 仁志	代表取締役・専務経営委員	エネルギー輸送本部長
力石 晃一	代表取締役・専務経営委員	自動車輸送本部長
丸山 英聡	取締役・常務経営委員	一般貨物輸送本部長
左光 真啓	取締役・常務経営委員	ドライバルク輸送本部長、客船本部長
大鹿 仁史	取締役・経営委員	企画部門・航空運送事業部門担当
小笠原和夫	取締役・経営委員	ドライバルク輸送部門担当
岡本 行夫	社外取締役（非常勤、独立役員）	株式会社岡本アソシエイツ代表取締役、三菱マテリアル株式会社社外取締役、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ社外取締役、三菱自動車工業株式会社社外監査役（平成26年6月25日退任）
翁　百合	社外取締役（非常勤、独立役員）	株式会社日本総合研究所副理事長、株式会社セブン銀行社外取締役、株式会社ブリヂストン社外取締役
甲斐 幹敏	監査役（常勤）	
杉浦　哲	監査役（常勤）	
川口 文夫	社外監査役（非常勤、独立役員）	中部電力株式会社相談役、名古屋鉄道株式会社社外監査役、中日本高速道路株式会社社外取締役会長（平成26年６月25日退任）
菊池 光興	社外監査役（非常勤、独立役員）	

(注1) 取締役のうち、岡本 行夫氏及び翁 百合氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注2) 監査役のうち、川口 文夫氏及び菊池 光興氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(注3) 社外役員が業務を執行する又は社外役員を兼任する重要な兼職先のうち、三菱マテリアル株式会社と当社との間には石炭輸送等の取引が、三菱自動車工業株式会社と当社との間には自動車輸送等の取引が、株式会社ブリヂストンと当社との間にはタイヤ輸送等の取引があります。社外役員が業務を執行する又は社外役員を兼任するその他の重要な兼職先とは、特記すべき関係はありません。

(注4) 監査役のうち、杉浦 哲氏は当社の経理担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(注5) 取締役及び監査役につきましては、当期中の退任及び新たな選任はありませんでした。

(注6) 平成27年4月1日付で、次のとおり代表取締役及び取締役兼務の役付経営委員の異動がありました。

〈平成27年3月31日現在〉		〈異動後〉
代表取締役会長・会長経営委員	宮原 耕治	取締役・相談役
代表取締役社長・社長経営委員	工藤 泰三	代表取締役会長・会長経営委員
代表取締役・副社長経営委員	内藤 忠顕	代表取締役社長・社長経営委員
代表取締役・専務経営委員	田澤 直哉	代表取締役・副社長経営委員
取締役・常務経営委員	左光 真啓	取締役・専務経営委員

(注7) 岡本 行夫氏、翁 百合氏、川口 文夫氏及び菊池 光興氏につきましては、株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ています。独立役員とは株式会社東京証券取引所等が一般株主保護のために確保することを義務付けているものです。

(2) 経営委員の状況（ご参考）（平成27年4月1日現在）

地位	氏名
代表取締役会長・会長経営委員	工藤 泰三
代表取締役社長・社長経営委員	内藤 忠顕
代表取締役・副社長経営委員	田澤 直哉
代表取締役・専務経営委員	水島 健二
	長澤 仁志
	力石 晃一
取締役・専務経営委員	左光 真啓

地位	氏名
専務経営委員	赤峯 浩一
	田中 康夫
取締役・常務経営委員	丸山 英聡
常務経営委員	坂本 深
	阿部 隆
	吉田 芳之
取締役・経営委員	大鹿 仁史
	小笠原 和夫

地位	氏名	
経営委員	中井 拓志	小山 智之
	磯田 裕治	土屋 恵嗣
	三木 賢一	原田 浩起
	高橋 栄一	宮本 教子
	田島 哲明	※木村 敏行
	岡本 宏行	※河野 晃
	スヴェイン・スタイムラー (Svein Steimler)	※曽我 貴也
	ジェレミー・ニクソン (Jeremy Nixon)	※後藤 湖舟

(注1) 平成27年3月31日をもって退任した経営委員は次の4氏です。
宮原 耕治、永井 圭造、庄司 勉、安川 裕行

(注2) ※は平成27年4月1日付の新任経営委員です。

(注3) 木村 敏行氏は、当社の連結子会社である郵船ロジスティクス株式会社の常務執行役員を兼務しています。

⑶ 役員の報酬等の総額

区　　分	人数(名)	報酬額(年額)(百万円)	賞与額(百万円)	支給額(計)(百万円)
取　締　役 (うち、社外取締役)	13 (2)	536 (38)	－	536 (38)
監　査　役 (うち、社外監査役)	4 (2)	105 (27)	－	105 (27)
合　　計 (うち、社外役員)	17 (4)	642 (66)	－	642 (66)

(注1) 第125期以降当期まで四期に亘り、取締役賞与の支給はありません。
(注2) 取締役の月例報酬は、株主総会の決議により決定した月例報酬総額の限度内において、職位に応じた報酬を支払っています。取締役賞与は、業績等を勘案して株主総会に議案を上程するため不支給の年もあり、総会決議により決定した賞与額の限度内において、職位に応じた賞与を支払うこととしています。業務執行取締役は月例報酬から職位に応じた一定額以上の金額を役員持株会に拠出し、当社株式を取得する義務があります。

⑷ 社外役員の主な活動状況

地位及び氏名	主な活動状況
社外取締役 (非常勤、独立役員) 岡本　行夫 (平成20年6月24日就任)	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席（出席率100%）し、必要に応じ、主に国際情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識から発言を行いました。
社外取締役 (非常勤、独立役員) 翁　百合 (平成20年6月24日就任)	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席（出席率100%）し、必要に応じ、主に経済・金融情勢に精通する専門家としての幅広い知識と見識から発言を行いました。
社外監査役 (非常勤、独立役員) 川口　文夫 (平成23年6月23日就任)	当事業年度開催の取締役会14回すべて（出席率100%）及び監査役会17回すべて（出席率100%）に出席し、必要に応じ、主に企業経営等の豊富な経験を通じて培われた見識から発言を行いました。
社外監査役 (非常勤、独立役員) 菊池　光興 (平成24年6月20日就任)	当事業年度開催の取締役会14回中13回（出席率93%）及び監査役会17回中16回（出席率94%）に出席し、必要に応じ、主に官界における豊富な経験を通じて培われた見識から発言を行いました。

当社は過年度の自動車の海上輸送に関し、平成26年12月に米国司法省との間で、米国反トラスト法違反事件について罰金を支払うこと等を内容とする司法取引を行いました。岡本行夫氏、翁 百合氏、川口文夫氏及び菊池光興氏は、当該司法取引の対象行為に係る調査を受けるまで当該行為を認識していませんでした。各氏はそれまでの法令遵守に関する発言に加え、取締役会（監査役においては監査役会も含む。）や独占禁止法遵法活動徹底委員会などにおいて、海外の競争法を含む独占禁止法の違反行為の根絶及び再発防止のために意見を表明しています。

⑸ 社外役員の責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき定めた定款第33条及び第43条により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結しています。

5. 会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

⑵ 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	報酬等の額（百万円）
報酬等の額	145
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	291

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
(注2) 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である、合意された手続業務等の対価を支払っています。
(注3) 当社の重要な子会社のうち、㈱ユニエツクス、NYK GROUP AMERICAS INC.、NYK GROUP EUROPE LTD.及び NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。

(注) 本記載は本年5月1日施行の改正会社法に対応したものです。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は平成27年3月26日開催の取締役会において、本年5月1日施行の会社法及び同法施行規則の改正を踏まえて、業務の適正を確保するための体制を、既に実施し継続中の施策も含めて次のとおり再決議しました。

＜取締役会決議の概要＞

(1) ①当社は、日本郵船グループ企業理念、グループ・バリュー、日本郵船グループ企業行動憲章及び日本郵船行動規準を制定しており、引き続き、これらに則った適切な経営体制の強化に努める。
②取締役等及び従業員等の法令等遵守及び業務の適正を確保するため、明確な権限配分及び事務分掌等を社内規程に定め、重要事項を経営委員会及び取締役会において審議している。コンプライアンス委員会及び内部統制委員会を設置し、チーフ コンプライアンス オフィサー（CCO）を任命しており、法令、定款及び社内規程の遵守はもとより、企業倫理や社会規範等を尊重する社内体制や仕組みの強化に努める。
③当社グループにおける公正取引問題の判明を受けて、総力を挙げて公正取引に関する理解の深化と法令遵守の徹底を図り、同種事案の再発防止を期し諸施策を実施しており、今後もこれらの維持・強化に努める。具体的には、従前から実施中の施策である、社長による独占禁止法遵守徹底の表明、法令遵守の制度整備の推進と事案対応の専任組織の設置、調査・審査活動、当社グループにおける統制ネットワークの構築と運用、マニュアル等の整備や研修によるグループ内の啓発と教育、及び同業他社との接触規制に加え、再発防止のために策定し実施中の施策として、接触規制の厳格化、独占禁止法遵法活動徹底委員会開催、同法リスクアセスメントの実施、投資等における同法リスク審査、同盟・協定ファイリング管理の一元化、及び業務を執行する役員と従業員等からの遵法誓約書の取得、早期発見・対応のために策定し実施中の施策として、CCOの権限強化、社内リニエンシー制度の導入、及び事件対応の体制構築を行う。
④法令遵守の徹底及びコンプライアンスの推進のため法務部門を強化し、コンプライアンス教育・研修の継続実施、相談窓口の適切な運用、コンプライアンス総点検月間の定期的実施、贈収賄禁止に関する社内規程の制定と周知徹底に加え、グループ会社との連携強化を図り問題の早期把握に努め、適切な対策を講じる。内部監査部門は、実地監査等を行い法令違反等の発見に努める。
⑤公益通報者保護法に対応する社内規程を定め、社内外に通報窓口を設け、必要な措置を講じている。グループ全体から匿名通報を可能としており、今後も適切に運用する。

(2) 当社の取締役及び取締役会は、その職務の執行に係る文書その他の情報を、社内規程に従い適切に保存及び管理する。

(3) 当社のリスク管理に関する社内規程に基づき、各本部長等が担当業務のリスクと管理状況の評価を実施し、重要リスク選定会議において検討することで全社的にリスクを明確にし、適切な対応策を実施する。船舶の安全運航と環境保全に係るリスク管理を徹底するとともに、大規模災害等に際する事業継続計画を制定し、適宜見直す。

(4) 当社の社内規程に定める職務権限及び意思決定ルールと電子稟議システムの活用による決裁処理の迅速化により、取締役が適正かつ効率的に職務を執行する体制を整備する。

(5) ①当社は、グループ全体に適用する企業理念及び企業行動憲章を定め、研修やコンプライアンス情報の発信等の活動を通じ、諸法令、企業倫理及び社会規範等を遵守尊重するようグループ会社に周知徹底する。
②当社は、グループ全体の企業価値向上と健全性の確保、並びに経営効率の向上及びグループ資本効率の向上を目指して、グループ経営委員会を設置し、定期的に開催する。当社は、グループスタンダード、グループ経営管理指針、管掌会社制度及び管理強化会社制度を制定しており、それらの適切な運用を通じて、グループ会社の経営上の重要事項に関する当社への報告並びにグループ会社における法令等の遵守、効率的な運営及び損失の危険の管理の体制を整備し、適正なグループ経営を推進する。
③グループ会社との間でキャッシュマネジメントシステム等を活用し、効率的な資金運用を図る。
④内部監査部門は、当社及びグループ会社の内部監査を通じ助言や改善提案等を行う。

(6) 当社は、専任スタッフ等を擁する監査役室を設置し、社外監査役のサポートを含め、監査役の職務を補助する。専任スタッフは、常勤監査役の指揮命令下にあり、常勤監査役が人事考課を行う。全ての監査役室スタッフの人事異動については監査役の意見を最大限に尊重する。

(7) 当社は、当社グループのコンプライアンス関連事案及び内部通報について、定期的かつ重要度に応じて都度、監査役に報告する体制を確保する。内部通報者の身元秘匿と不利益取扱いの禁止を内部通報関連規則で定めている。また、当社の取締役及び取締役会は、法令並びに監査役会規則及び監査役監査基準に定められた職務の遂行が可能な体制を確保するため、監査役が有効な監査を行うことができるよう環境整備に努める。また、監査役の情報収集体制を確保することで経営課題や業務実態を把握できる体制を整える。

(8) 当社は、監査役の職務の執行に必要な費用を負担する。

(9) 当社は、金融商品取引法に基づく財務計算等の適正性を確保するために必要な内部統制の体制を構築し、整備及び運用状況の有効性評価を実施している。

(10) 当社は、反社会的勢力との関係遮断を徹底するため同勢力対応の相談担当窓口を設置しており、外部の専門機関との提携を日常より緊密に行い、情報収集に努め適宜周知する。反社会的勢力排除をコンプライアンス上の重要事項と位置付け、マニュアルを整備し適切な対応を行う。

連結計算書類

1. 連結貸借対照表（平成27年3月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	842,496
現金及び預金	260,900
受取手形及び営業未収入金	287,518
有価証券	73,400
たな卸資産	48,717
繰延及び前払費用	70,510
繰延税金資産	7,083
その他	96,589
貸倒引当金	△2,222
固定資産	1,726,837
有形固定資産	1,190,460
船舶	937,245
建物及び構築物	79,650
航空機	21,621
機械装置及び運搬具	37,337
器具及び備品	6,446
土地	67,162
建設仮勘定	34,113
その他	6,883
無形固定資産	48,787
借地権	4,625
ソフトウエア	15,585
のれん	23,955
その他	4,621
投資その他の資産	487,589
投資有価証券	348,665
長期貸付金	30,196
退職給付に係る資産	50,238
繰延税金資産	6,104
その他	54,848
貸倒引当金	△2,462
繰延資産	493
資産合計	**2,569,828**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	536,858
支払手形及び営業未払金	217,470
短期借入金	99,566
未払法人税等	20,628
繰延税金負債	3,017
前受金	78,102
賞与引当金	9,983
役員賞与引当金	369
独禁法関連引当金	7,175
契約損失引当金	2,649
その他	97,894
固定負債	1,152,047
社債	195,445
長期借入金	788,832
繰延税金負債	46,749
退職給付に係る負債	19,480
役員退職慰労引当金	1,786
特別修繕引当金	20,959
契約損失引当金	8,678
その他	70,115
負債合計	**1,688,905**
純資産の部	
株主資本	764,957
資本金	144,319
資本剰余金	155,616
利益剰余金	467,092
自己株式	△2,070
その他の包括利益累計額	45,353
その他有価証券評価差額金	54,665
繰延ヘッジ損益	△41,857
為替換算調整勘定	27,196
退職給付に係る調整累計額	5,348
少数株主持分	70,611
純資産合計	**880,923**
負債純資産合計	**2,569,828**

2. 連結損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) (単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		2,401,820
売上原価		2,127,207
売上総利益		274,612
販売費及び一般管理費		208,419
営業利益		66,192
営業外収益		
受取利息	3,249	
受取配当金	5,099	
持分法による投資利益	12,657	
為替差益	11,955	
その他	7,366	40,328
営業外費用		
支払利息	17,755	
その他	4,755	22,510
経常利益		84,010
特別利益		
固定資産売却益	12,165	
関係会社株式売却益	36,647	
その他	2,762	51,575
特別損失		
固定資産売却損	503	
独禁法関連損失	13,734	
契約損失引当金繰入額	11,328	
投資有価証券評価損	7,082	
減損損失	6,262	
その他	10,518	49,429
税金等調整前当期純利益		86,156
法人税、住民税及び事業税	35,538	
法人税等調整額	△1,661	33,876
少数株主損益調整前当期純利益		52,280
少数株主利益		4,689
当期純利益		47,591

3. 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨（ご参考）

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) (単位：百万円)

科　目	金　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	136,448
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,755
財務活動によるキャッシュ・フロー	△199,007
現金及び現金同等物に係る換算差額	12,869
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△22,933
現金及び現金同等物の期首残高	349,723
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	338
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	114
現金及び現金同等物の期末残高	327,243

(注) 本計算書は監査報告書の対象外です。

計算書類

1. 貸借対照表（平成27年3月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	512,553
現金及び預金	83,505
営業未収金	116,802
短期貸付金	78,330
有価証券	73,000
貯蔵品	30,840
繰延及び前払費用	49,483
代理店債権	11,357
繰延税金資産	1,015
未収配当金	37,590
その他流動資産	31,292
貸倒引当金	△665
固定資産	1,012,312
有形固定資産	162,962
船舶	104,780
建物	18,252
構築物	478
機械及び装置	212
車両及び運搬具	256
器具及び備品	1,670
土地	28,750
建設仮勘定	8,559
無形固定資産	8,899
のれん	5,605
借地権	511
ソフトウエア	2,741
その他無形固定資産	41
投資その他の資産	840,450
投資有価証券	139,660
関係会社株式及び出資金	291,422
長期貸付金	331,560
リース債権	99,392
その他長期資産	50,671
貸倒引当金	△72,256
繰延資産	493
社債発行費	493
資産合計	**1,525,359**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	294,162
営業未払金	97,640
短期借入金	68,054
リース債務	8
未払金	3,032
未払法人税等	227
前受金	32,627
預り金	69,957
代理店債務	1,093
賞与引当金	1,928
独禁法関連引当金	1,030
その他流動負債	18,561
固定負債	752,334
社債	195,445
長期借入金	497,810
リース債務	34
繰延税金負債	33,463
その他固定負債	25,581
負債合計	**1,046,497**
純資産の部	
株主資本	456,704
資本金	144,319
資本剰余金	154,387
資本準備金	151,691
その他資本剰余金	2,695
利益剰余金	160,061
利益準備金	13,146
その他利益剰余金	146,914
配当準備積立金	50
特別償却積立金	4
圧縮記帳積立金	4,526
別途積立金	118,324
繰越利益剰余金	24,009
自己株式	△2,064
評価・換算差額等	22,157
その他有価証券評価差額金	50,577
繰延ヘッジ損益	△28,420
純資産合計	**478,862**
負債純資産合計	**1,525,359**

2. 損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)　(単位：百万円)

科　目	金　額	
海運業収益	1,258,810	
海運業費用	1,201,110	
海運業利益		57,699
その他事業収益	5,951	
その他事業費用	3,465	
その他事業利益		2,485
営業総利益		60,185
一般管理費		42,970
営業利益		17,215
営業外収益		
受取利息及び配当金	59,769	
その他営業外収益	8,539	68,309
営業外費用		
支払利息	10,260	
その他営業外費用	1,733	11,994
経常利益		73,530
特別利益		
固定資産売却益	1,381	
関係会社清算益	5,735	
傭船契約譲渡益	1,141	
その他特別利益	726	8,985
特別損失		
固定資産処分損	77	
貸倒引当金繰入額	38,403	
関係会社株式評価損	13,337	
独禁法関連損失	8,115	
その他特別損失	5,162	65,095
税引前当期純利益		17,420
法人税、住民税及び事業税	3,133	
法人税等調整額	1,721	4,855
当期純利益		12,565

監査報告

1. 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

日本郵船株式会社
取締役会御中

平成27年5月8日

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小野　敏幸　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　武井　雄次　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野田　智也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本郵船株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

2. 会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

日本郵船株式会社
取締役会御中

平成27年5月8日

有限責任監査法人　トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小野　敏幸　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　武井　雄次　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野田　智也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本郵船株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

3. 監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、経営委員、使用人等及び会計監査人である有限責任監査法人トーマツ（以下「会計監査人」という。）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針と職務の分担等に従い、取締役、経営委員、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通及び監査の環境の整備を図り、広く情報の収集に努めるとともに、取締役会及び経営委員会その他重要な会議に出席するほか、取締役、経営委員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、経営委員、使用人等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は、過年度の自動車の海上輸送に関し、昨年12月に米国司法省との間で、米国反トラスト法違反事件について罰金を支払うこと等を内容とする司法取引を行いました。監査役会といたしましては、当社グループを挙げて競争法コンプライアンス体制強化の諸施策を推進し、再発防止の徹底に取り組んでいることを確認しております。今後とも当社グループのコンプライアンス体制を注視してまいります。

平成27年5月14日

日本郵船株式会社　監査役会

常勤監査役　甲斐　幹敏　㊞

常勤監査役　杉浦　哲　㊞

社外監査役　川口　文夫　㊞

社外監査役　菊池　光興　㊞

以　上

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

〉〉〉インターネットによる議決権行使のお手続について

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、議決権行使書面又はインターネットによる議決権行使のお手続は、いずれも不要です。

1．議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）(注) から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによって実施可能です。
（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、プロキシーサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もあります。

(3) 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月22日（月曜日）の午後5時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスク（次ページ）へお問合せください。

(注)「ｉモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

2．インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書面に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

(1) 議決権行使書面の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合（パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合を含みます。）は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（オペレーター対応、受付時間：9:00～21:00）

その他のお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

0120-232-711

（オペレーター対応、受付時間：土・日・祝日を除く9:00～17:00）

［機関投資家の皆様へ］

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以　上

〈メ モ 欄〉

株主メモ

(1) 商号	日本郵船株式会社 (Nippon Yusen Kabushiki Kaisha)
(2) 創立	明治18年（1885年）9月29日 （創業：同年10月1日）
(3) 資本金	144,319,833,730円
(4) 事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
(5) 定時株主総会	6月開催
(6) 同総会権利行使株主確定日	3月31日
(7) 期末配当金受領株主確定日	3月31日
(8) 中間配当金受領株主確定日	9月30日
(9) 単元株式数	1,000株

(10) 基準日

上記確定日のほか、必要あるときはあらかじめ公告のうえ基準日を定めます。

(11) 公告方法

電子公告により行い、次の当社ウェブサイトに掲載します。
http://www.nyk.com/koukoku/
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法で行います。

(12) 株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）

三菱UFJ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務取扱場所】
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【お問合せ・郵便物送付先】
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
0120-232-711
（オペレーター対応、受付時間：土・日・祝日を除く9:00～17:00）

お知らせ

(1) 株式に関するお手続のご案内

①次に記載の株式に関する各種お手続につきましては以下のとおりとなっております。

- 株式の口座振替のご請求
- 株式の相続お手続
- 単元未満株式の買取り・売渡し（買増し）のご請求
- 住所変更、住居表示変更のお届け
- 改姓、改名のお届け
- 配当金の口座振込のご指定、変更のお届け　など

(i) 証券会社等に口座を開設されている株主様

口座を開設されている口座管理機関（お取引の証券会社等）にお問合せください。

(ii) 特別口座に記録された株式を所有の株主様

特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

②未払配当金のお支払いに関しましては、いずれの株主様も株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

三菱UFJ信託銀行株式会社
0120-244-479（用紙ご請求専用、24時間自動音声応答）
0120-232-711
（オペレーター対応、受付時間：土・日・祝日を除く9:00～17:00）
ウェブサイト　http://www.tr.mufg.jp/daikou/

(2) 株主優待制度のご案内

毎年3月31日現在の株主の皆様に飛鳥クルーズのご優待割引券を用意しております。ご請求はがきは6月開催の定時株主総会後にお送りする配当金関係書類に同封いたします。ご請求はがきが当社に到着後、ご優待割引券を普通郵便で発送いたします。発送後の事故等につきましては、当社は責任を負いかねます。

3月31日現在のご所有株式数		ご優待割引券枚数
1,000株以上	5,000株未満	3枚
5,000株以上	10,000株未満	6枚
10,000株以上		10枚

（有効期間：7月1日から翌年の9月30日まで）

- ご優待割引券は株主様ご本人以外もご利用いただけます。
- ご優待割引券1枚につき、1クルーズ（対象外もあり）1名様10%の料金を割引いたします（1名様1枚限り有効）。
- 他の割引、早期申込割引等と重複してご利用にはなれません。
- 飛鳥クルーズの詳細につきましては、次の郵船クルーズ株式会社のウェブサイトをご覧いただくか、お電話でクルーズデスクまでお問合せください。
  ウェブサイト　http://www.asukacruise.co.jp
  ☎0570-666-154（クルーズデスク）

株主総会会場ご案内図

ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階　ボールルーム

会場は、東京プリンスホテルとは別のホテルであり敷地が離れております。お間違いのないようご注意ください。

最寄駅：

❶ 都営地下鉄　三田線　**「芝公園駅」**

A4 出口より東エントランス（東側入口）経由、会場まで徒歩約10分

❷ 都営地下鉄　大江戸線　**「赤羽橋駅」**

赤羽橋口 出口より南エントランス（南側入口）経由、会場まで徒歩約10分

※会場へのご入場は株主様ご本人のみとなりますので、ご了承ください。
株主総会の受付開始時刻は当日午前９時です。
開会時刻間際になりますと、会場受付の混雑が予想されます。
会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。
株主総会へは本招集ご通知をご持参ください。

NYK LINE
NIPPON YUSEN KAISHA

〒100-0005　東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
☎ 03-3284-5151（代表）
http://www.nyk.com

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

VEGETABLE OIL INK